

令和5年

第4回日向市議会(定例会)議案

8月25日

日向市

も く ろ く

議案第66号	教育委員会委員の任命について……………	1
議案第67号	公平委員会委員の選任について……………	2
議案第68号	日向市火災予防条例の一部を改正する条例……………	3
議案第69号	日向市都市公園条例の一部を改正する条例……………	7
議案第70号	工事請負契約の締結について……………	10
議案第71号	工事請負契約の締結について……………	11
議案第72号	工事請負契約の締結について……………	12
議案第73号	財産の取得について……………	13
議案第74号	和解について……………	14
議案第75号	令和5年度日向市一般会計補正予算（第4号）……………	別冊
議案第76号	令和5年度日向市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案第77号	令和5年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）……………	別冊

教育委員会委員の任命について

日向市教育委員会委員に次の者を任命したい。

氏名	生年月日	住所
垣内正俊	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

令和5年8月25日 提出

日向市長 十屋幸平

公平委員会委員の選任について

日向市公平委員会委員に次の者を選任したい。

氏名	生年月日	住所
大石真一	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

令和5年8月25日 提出

日向市長 十屋 幸平

日向市火災予防条例の一部を改正する条例

日向市火災予防条例（昭和37年日向市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(3)の3～(10) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(急速充電設備)</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20<u>キロワット</u>以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(急速充電設備)</p>
<p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

(1)～(3) [略]

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) [略]

2 [略]

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 [略]

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(3) [略]

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) [略]

2 [略]

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 [略]

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) [略]

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) [略]

別表第3 (第3条、第3条の2、第3条の3、第4条、第5条、第7条、第8条、第8条の2、第20条関係)

種類	離隔距離(cm)					備考
	入力	上方	側方	前方	後方	
[略]						
厨房設備	気体燃料	[略]				[略]
		[略]				
[略]						

備考1～3 [略]

(1)～(12) [略]

(13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) [略]

別表第3 (第3条、第3条の2、第3条の3、第4条、第5条、第7条、第8条、第8条の2、第20条関係)

種類	離隔距離(cm)					備考		
	入力	上方	側方	前方	後方			
[略]								
厨房設備	気体燃料	[略]				[略]		
		固体燃料以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—		100	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
[略]								

備考1～3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の日向市火災予防条例 (以下「新条例」という。) 第13条第1項に規定する蓄電池設備 (附則第4項に掲げるものを除く。) (以下この項において「燃料電池発電設備

等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

令和5年8月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市都市公園条例の一部を改正する条例

日向市都市公園条例（昭和52年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前									改正後										
（有料公園施設） 第11条の2 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、次の表に掲げるとおりとする。									（有料公園施設） 第11条の2 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、次の表に掲げるとおりとする。										
公園名			有料公園施設の種類及び名称						公園名			有料公園施設の種類及び名称							
[略]									[略]										
大王谷運動公園			[略]						大王谷運動公園			[略]							
			<u>水泳場</u>																
別表第2（第11条の6、 <u>第11条の7</u> 関係）									別表第2（第11条の6関係）										
1～3 [略]									1～3 [略]										
4 陸上競技場									4 陸上競技場										
区分		入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合				区分		入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合					
		午前	午後	全日	早朝	午前	午後	全日	簿暮			午前	午後	全日	早朝	午前	午後	全日	簿暮
[略]									[略]										
摘要		<u>使用する面積が陸上競技場の面積の2分の1以下の場合（児童生徒及び一般の団体が使用し、かつ、入場料を徴収しない場合に限る。）は、当該使用料の2分の1に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）とする。</u>																	

5～7 [略]

8 水泳場

区分	一般利用		専用利用		
	午前	午後	午前	午後	全日
乳幼児	50円	110円	11,000円	16,500円	27,500円
児童生徒	110円	220円			
一般	220円	330円			
団体（20人以上）	上記金額の100分の80に相当する金額（10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）				
入場料を徴収する場合			入場料収入総額の100分の3相当額（10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）とし、最低額を55,000円とする。		
摘要			<p>1 水泳場の利用期間は、6月1日から9月10日までとする。 ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 専用利用とは、競技会、講習会等で独占的に使用することをいい、50メートルプールの使用に限る。</p> <p>3 市長は、必要があると認めるときは、回数券を発行することができる。この場合において、回数券は11枚つづりとし、その金額は、上記の額の10回分に相当する額とする。</p>		

9～12 [略]

附 則

5～7 [略]

8～11 [略]

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

令和5年8月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 日向市総合体育館整備事業 設計及び建設工事
- 2 契約の方法 公募型プロポーザルによる随意契約
- 3 契約の金額 3,688,520,000 円
- 4 契約の相手方 五洋・あさひ産業・三郎建設・環境デザイン・アーク計画設計
特定建設工事共同企業体

代表者 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目7番27号
五洋建設 株式会社 九州支店
常務執行役員支店長 小倉 征巳

その他の
構成員 日向市大字日知屋15837番地
あさひ産業 株式会社
代表取締役 西村 望

日向市東郷町山陰丙1479番地7
株式会社 三郎建設
代表取締役 黒木 文也

東京都港区六本木5丁目12番22号
株式会社 環境デザイン研究所
代表取締役 仙田 順子

日向市向江町1丁目47番地
アーク計画設計事務所
代表 佐藤 友治

令和5年8月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 お倉ヶ浜総合公園整備事業 野球場本部棟 建築主体工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 637,780,000 円
- 4 契約の相手方 内山・協栄 特定建設工事共同企業体

代表者 日向市大字富高93-1
株式会社 内山建設
代表取締役 内山 雅仁

その他の
構成員 日向市浜町3-108
株式会社 協栄
代表取締役 奈須 勝彦

令和5年8月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 お倉ヶ浜総合公園整備事業 野球場本部棟等 電気設備工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 275,561,000 円
- 4 契約の相手方 イワハラ・和田 特定建設工事共同企業体

代表者 日向市大字塩見876-8
株式会社 イワハラ 日向支店
支店長 黒木 卓也

その他の 日向市大字日知屋字木原16308番地1
構成員 有限会社 和田電工社
代表取締役 和田 均

令和5年8月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

財産の取得について

次のとおり、物品を購入する。

- | | |
|---------|--|
| 1 購入物品 | 水槽付消防ポンプ自動車 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 購入価格 | 76,505,000円 |
| 4 購入先 | 日向市大王町2丁目31番地
中村消防防災 株式会社 日向営業所
所長 菊田 伸二 |

令和5年8月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

和解について

次のとおり損害賠償の額を定め、和解を成立する。

- 1 事 件 名 日向市立富島中学校器物損壊事件
- 2 相 手 方 事件の加害者
- 3 事件の概要
 - (1) 日 時 令和4年12月10日(土曜日)深夜から翌11日(日曜日)未明
 - (2) 場 所 日向市立富島中学校
 - (3) 態 様 加害者が、日向市立富島中学校に設置する窓ガラス100枚を損壊したものを。
- 4 損害賠償の額その他和解条項
 - (1) 損害賠償の額 1,441,748円とする。
(積算内訳) 仮復旧工事費 140,800円
復旧工事費 1,300,948円
 - (2) 和 解 条 項 ア 加害者は連帯し、日向市に対し、本件事件の損害賠償として
金1,441,748円を、和解成立後、令和5年10月から令和7年
3月までの18月に分割して支払う。
イ 日向市及び加害者は、本件事件に関する損害賠償について、本件和解条
項のほか一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 5 その他
本和解は、日向市議会の議決を得たとき成立する。

令和5年8月25日 提出

日向市長 十 屋 幸 平